

「ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業  
(病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究事業)」実施要綱  
(令和6年4月3日学校教育局高校教育課長決定)

## 1 趣 旨

高等学校等に在籍する疾病による療養のため又は障がいのため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒（以下「病気療養中等の児童生徒」という。）に対する教育の機会を確保するため、同時双方向型の授業に加えオンデマンド型の授業の活用について調査研究を進め、ICTを活用した遠隔教育による教育保障を全道規模で一層充実させる。

## 2 目 的

- (1) 病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業の効果について研究するとともに、私立学校や他の自治体が設置する学校も含めて研究成果を普及する。
- (2) 病気療養中等の児童生徒に対する入院から自宅療養、復学までの切れ目のない教育保障体制を一層充実させる。
- (3) 特別支援学校のセンター的機能の活用による、病弱教育の専門性を生かした高等学校への助言及び病気療養中等の生徒への教育相談体制の整備を一層充実させる。

## 3 事業の実施

北海道教育委員会（以下「道教委」という。）が、文部科学省の「ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業（病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究事業）」の委託を受けて本事業を実施し、病気療養中等の生徒に対してICTを活用した同時双方向型及びオンデマンド型の授業について、効果的な実施方法や評価方法等についての実践研究を行い、その成果を踏まえて本道における病気療養中等の児童生徒に対する教育保障体制を一層充実させる。

## 4 研究推進校、研究協力校及び協力病院

### (1) 研究推進校

#### (ア) 高等学校段階

本事業を通じて、ICTを活用した遠隔教育による学習支援を希望した生徒が在籍する道立高等学校及び道立中等教育学校の後期課程（以下、「道立高等学校等」という。）を研究推進校として指定

#### (イ) 義務教育段階

北海道手稲養護学校三角山分校を研究推進校として指定

### (2) 高等学校段階における研究協力校

北海道手稲養護学校三角山分校を研究協力校として指定

※研究推進校に対して、必要に応じて病気療養中等の生徒に対する指導上の配慮事項等について助言するほか、研究推進校による取組の成果等を共有し、全道の病弱教育に関するセンター的機能の充実につなげる役割を担う。

### (3) 協力病院

本事業の活用を希望する生徒が入院又は通院する病院を協力病院として指定

※自宅療養等の生徒で、特に協力病院の必要がない場合は協力病院に指定しない。

学校段階	研究推進校	研究協力校
高等学校段階	当該生徒の在籍校	北海道手稲養護学校三角山分校
義務教育段階	北海道手稲養護学校三角山分校	

## 5 事業の内容

### (1) 高等学校段階

#### ア 道教委の事業内容

##### (ア) 研究推進校及び研究協力校の指定

###### a 研究推進校

高校教育課長は、本事業を通じて、ICTを活用した遠隔教育による学習支援を希望した生徒が在籍する道立高等学校等について、病気療養期間等を総合的に検討し、予算の範囲内で研究推進校として指定する。

###### b 研究協力校

高校教育課長は、特別支援教育課長と連携して、病院に入院している義務教育段階の児童生徒に訪問教育を実施している病弱特別支援学校を研究協力校として指定する。

###### c 協力病院の指定

高校教育課長は、本事業の活用を希望する生徒が入院又は通院する病院を必要に応じて協力病院として指定する。

##### (イ) ICTを活用した遠隔教育に係る支援

遠隔教育に係る制度の周知、研究推進校における機器の整備・設定等の支援等を実施する。

##### (ロ) 研究推進校による連絡調整会議の開催

研究推進校の取組が円滑に実施できるよう、研究推進校同士の情報交換の場を設けるとともに、課題について研究協議を実施し、病気療養中等の生徒に対する教育保障の充実を図る。

##### (ハ) 病気療養中等の生徒支援会議及び復学支援会議の開催

事業開始時に病気療養中等の生徒の状況について共通理解を図り、必要な支援を確認するとともに、退院時に病気療養中等の生徒が円滑に復学し、よりよい学校生活を送ることができるよう、必要に応じて、医療関係者、研究推進校、研究協力校及び道教委による会議を開催する。

#### イ 研究推進校の事業内容

##### (ア) ICTを活用した遠隔教育による学習支援の実施

病気療養中等の生徒に対してICTを活用した同時双方向型及びオンデマンド型の授業を実施するとともに、効果的な実施方法、学習状況の確認方法、単位認定及び評価方法等についての実践研究を行う。

##### (イ) 研究推進校による連絡調整会議への参加

各研究推進校による情報交換及び研究協議に参加し、病気療養中等の生徒に対する教育保障の充実を図る。

##### (ロ) 復学支援会議への参加

病気療養中等の生徒の復学に際して、当該生徒が円滑によりよい学校生活を送ることができるよう、必要な支援を検討する。

- (エ) ICTを活用した効果的な遠隔教育実践事例集（リーフレット）の作成協力  
病気療養中等の生徒に対する教育保障の実践をまとめ、道教委のオンデマンド型の授業等に関するリーフレットの作成に協力する。

ウ 研究協力校の事業内容

- (ア) 研究推進校に対する助言等  
教育保障の開始時や研究推進校のニーズに応じて、特別支援教育（病弱教育）に関する専門的な助言や校内研修等での講演などを実施する。
- (イ) 病気療養中等の生徒に対する教育相談の実施  
病気療養中等の生徒から教育相談の申し出があった場合、教育保障の実施に関する教育的ニーズの把握や心理的な安定に向けた教育相談を実施する。
- (ウ) 復学支援会議への参加  
病気療養中等の生徒の復学に際して、当該生徒が円滑によりよい学校生活を送ることができるよう、必要に応じて復学支援会議に参加し、専門的な立場から研究推進校に助言を行う。
- (エ) ICTを活用した効果的な遠隔教育実践事例集（リーフレット）の作成協力  
病気療養中等の生徒に対する教育保障の実践をまとめ、道教委のオンデマンド型の授業に関するリーフレットの作成に協力する。

エ 協力病院の事業内容

- (ア) 病気療養中等の生徒に対する情報提供
    - a 当該病院に高等学校段階の生徒が入院又は通院した際に、本事業の趣旨や実施方法等について、当該生徒及び保護者への周知を図る。
    - b 当該病院は、学校がオンデマンド型の授業の実施の可否を判断できるよう、病状や治療の状況、医師等の意見等を当該生徒及び保護者を通じて当該高等学校へ情報提供する。
    - c 当該病院は、当該生徒がICTを活用した同時双方向型及びオンデマンド型の授業を行っている時の様子等について、当該高等学校と情報共有する。
  - (イ) 教育保障実施のための環境整備  
病気療養中等の生徒に対する教育保障を実施するための場所の提供や時間の調整等、効果的な教育保障の実施に向けて環境の整備を行うとともに、当該生徒の体調の管理や緊急時に適切な対応ができる体制の構築に協力する。
- (2) 義務教育段階

ア 道教委の事業内容

- (ア) 研究推進校及び協力病院の指定
  - a 研究推進校（特別支援学校）  
特別支援教育課長は、北海道手稲養護学校三角山分校を研究推進校（特別支援学校）として指定する。
  - b 協力病院  
特別支援教育課長は、研究推進校（特別支援学校）の訪問教育学級に在籍している児童生徒が入院している病院を必要に応じて協力病院として指定する。
- (イ) ICTを活用した遠隔教育に係る支援  
研究推進校（特別支援学校）における機器の整備・設定等の支援を実施する。

イ 研究推進校の取組内容

- (ア) ICTを活用した遠隔教育による学習支援の実施

病気療養中等の児童生徒に対してICTを活用した同時双方向型授業配信及びオンデマンド型授業配信を実施するとともに、効果的な実施方法、学習状況の確認方法、評価方法等についての実践研究を行う。

特に、オンデマンド型授業配信の実施に当たっては、研究推進校において、有識者の指導・助言を得ながら、オンデマンド動画教材を作成し、学習効果等の観点から評価・改善を行った上で、道立特別支援教育センターのウェブページに掲載して、全道に発信する。

(4) ICTを活用した効果的な遠隔教育実践事例集（リーフレット）の作成協力

病気療養中等の児童生徒に対する教育保障の実践をまとめ、道教委のオンデマンド型授業配信等に関するリーフレットの作成に協力する。

ウ 協力病院の取組内容

(7) 教育保障実施のための環境整備

訪問教育学級におけるICTを活用した遠隔教育による学習支援を実施するための場所の提供や時間の調整等、効果的な教育保障の実施に向けて環境の整備等に協力する。

(3) 高等学校段階と義務教育段階で共通する道教委の取組内容

ア 病気療養中等の児童生徒に対する教育保障検討会議の開催

外部有識者、患者団体等、医療関係者、高等学校、特別支援学校、行政からなる検討会議を開催し、病気療養中等の児童生徒に対する教育保障体制の在り方、ICTを活用した遠隔教育の在り方について検討する。

イ 病気療養中等の児童生徒に対する教育保障に関する情報の周知

北海道保健福祉部などと連携し、全道の病院関係者や病気療養中等の生徒の保護者に対し、病気療養中等の児童生徒に対する教育保障に関する情報を周知する。

ウ 病気療養中等の児童生徒に対する教育保障に係る研修の実施

病気療養中等の児童生徒に対する教育保障について、医療関係者の協力を得ながら、必要に応じて、学校の管理職員を対象とした研修を実施する。

エ 病気療養中等の児童生徒に対する教育保障に関する学校への指導・助言

病気療養中等の児童生徒に対する教育保障や復学支援に関する状況を把握し、必要に応じて学校に対し指導・助言する。

6 事業の実施期間

事業の実施期間は、令和6年度とする。

7 高等学校段階における研究推進校の指定に係る手続き

(1) 実施希望調書の提出

研究推進校の指定を希望する道立高等学校等は、実施希望調書を作成し、教育局を経由して、高校教育課長に提出するものとする。実施希望調書の様式等については高校教育課長が別に定める。

(2) 研究推進校の指定

実施希望調書を基に、高校教育課、特別支援教育課、当該校、協力病院等による調整を踏まえ、研究推進校を指定する。

8 事業計画及び報告等

(1) 研究推進校

ア 指定通知後、速やかに実施計画書を作成し、教育局を経由して、高校教育課長又

は特別支援教育課長あてに提出するものとする。実施計画書の様式等については高校教育課長及び特別支援教育課長が別に定める。

イ 事業終了後、速やかに実施報告書を作成し、教育局を經由して、高校教育課長又は特別支援教育課長あてに提出する。実施報告書の様式等については高校教育課長及び特別支援教育課長が別に定める。

(2) 研究協力校

事業終了後、速やかに実施報告書を作成し、特別支援教育課長あて提出するものとする。実施報告書の様式等については特別支援教育課長が別に定める。

9 成果の普及

(1) 学校、病気療養中等の児童生徒及び保護者に対する教育保障に関する情報提供のためのリーフレットを作成し、道立学校等へ配付するとともに高校教育課のウェブページに掲載し、全道へ発信する。また、私立学校や他の自治体が設置する学校及び全道の病院にも情報提供する。

(2) 研究推進校連絡調整会議及び教育保障検討会議への研究推進校以外の学校の参加を促す。

(3) 道保健福祉部と連携し、本事業を医療機関に周知する。

(4) 一般財団法人北海道難病連と連携し、本事業を疾病団体に周知する。

(5) 病気療養中等の生徒に対する教育保障に関する高校教育課のウェブページを改善・充実する。

(6) 北海道手稲養護学校三角山分校において作成したオンデマンド授業用動画教材を道立特別支援教育センターウェブページに掲載し、全道へ発信する。

(7) 北海道手稲養護学校三角山分校が主催する病弱教育に関する研修会で情報発信するとともに取組事例を共有する。

10 経費

事業の実施に要する経費は、予算の範囲内で措置する。

11 事業の運営

本事業の事務処理及び実施方法に関して必要な事項は、高校教育課及び特別支援教育課において協議して処理する。

12 その他

この要領に定めのない事項で事業の実施に必要な事項は、必要に応じ、高校教育課長が別に定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。